

東京都と全建総連東京都連合会による建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第1項に基づき、全国建設労働組合総連合東京都連合会（以下「甲」という。）と東京都（以下「乙」という。）は、建築物木材利用促進協定を締結する。

1 目的

この協定は、甲の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2 建築物木材利用促進構想

（1）構想の内容

木造住宅の施工に係る大工技能者等の育成や、地域工務店等の手掛ける建設現場において多摩産材等の利用を拡大し、東京都内の民間住宅・建築物等における多摩産材等の利用を促進することで、2030年までに都内温室効果ガス排出量を50%削減（2000年比）する「カーボンハーフ」の実現と、2050年までに世界の温室効果ガス排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に貢献する。

（2）構想の達成に向けた取組の内容

ア 甲は、地域で開催する住宅デーにおいて、大工技能者等の技術・技能の体験とふれあいを目的とした木工教室等を通じ、大工技能者等への関心を高めるとともに、木材利用の意義や木の良さを一般消費者へ広く普及する活動に取り組む。

イ 甲は、乙が主催するものづくりの技能振興や人材の確保・育成等を目的としたイベント等に積極的に協力し、イベント企画を通じて大工技能者等の技術・技能の魅力を訴求し、木材の特性や知識などを参加者へ周知し、子どもから入職直前の若者等を主に幅広い世代に向けて関心を高める活動に取り組む。

ウ 甲は、木材利用推進を目的とする団体や乙が主催するイベント等に積極的に協力し、木を使って家をつくる団体が加盟する組織として、消費者となる参加者に対して多摩産材をはじめとした国産木材の魅力を発信する活動に取り組む。

エ 甲は、中小住宅生産事業者団体と行政が連携して主催する多摩産材見学会等を積極的に組合員に周知し、川上から川下までの現場見学を通じて、組合員への情報提供・学習の場を設け、組織内での利活用を促進する活動に取り組む。

オ 甲は、組合員に対し木材利用を促すとともに、甲の加盟組合に対し、都内区市町村との建築物木材利用促進協定の締結を働きかける。

3 甲の構想を達成するための乙による支援

乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対し、建築物における木材の利用促進に関する乙の施策の活用支援並びに情報共有・意見交換への協力や、甲の取組の周知・広報に関する協力などを行うとともに、都内区市町村に対し、甲の加盟組合と都内区市町村の建築物木材利用促進協定の締結等、甲の加盟組合による建築物における木材利用促進の取組との連携を促す。

4 構想の対象区域

東京都内

5 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、協定締結日から令和10年3月9日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲から更新する旨の書面による申出があれば、本協定の有効期間を期間満了の日から5年を超えない範囲において更新できるものとし、以降も同様とする。

6 その他

（1）実施状況の報告

甲は、構想の達成に向けた取組の実施状況について、年度末時点の事業実績報告書を作成し、乙に提出するものとする。加えて、甲は、協定終了年度末時点において協定全体に係る協定実績報告書を作成し、乙に提出するものとする。

（2）協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

（3）東京都庁内での連携と調整

乙は、甲が構想の達成に向けて取組を進める中で発生した諸課題の所管が複数部署にわたる場合、速やかに連絡・調整し、協議の場を設けることとする。

（4）協定の解除

甲及び乙は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。また、東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針の運用（平成18年12月5日付18産労農森第483号）4（6）の①から③までのいずれかの事由に該当することとなった場合は、協定を解除することができるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年3月10日

甲：東京都新宿区高田馬場二丁目7番15号 全建総連会館
全国建設労働組合総連合東京都連合会
執行委員長 菅原良和

乙：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事 小池百合子